

居宅介護支援部会・訪問介護部会合同部会資料

みんなで話し合おう!

老計10号「共に行なう身体介護」

～きちんと理解できていますか？～



2019.6.24



足立区社会福祉協議会 和田

老計10号問題って何だろう？

- 自立支援のための「見守り的援助」の解釈が現場でバラバラでは…
- ケアマネは老計10号をどう捉え活用しているのか？
- サ責は老計10号をどう捉え活用しているのか？
- 訪問介護事業所はこの解釈の問題をどう認識しているのか？
- ヘルパーはこの解釈の問題をどう認識しているのか？
- 利用者やその家族はこの解釈の問題をどう認識しているのか？
- 解釈や運用についてケアマネとサ責は話し合っているのか？
- その他、介護保険と総合事業の行為による報酬区分も違う…？

確認1

老計10号を確認してみよう!

老振発0330第2号

平成30年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局振興課長

（公印省略）

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について

平成30年度介護報酬改定においては、訪問介護について、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、生活機能向上連携加算の見直し、「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化、訪問回数の多い利用者への対応を行うことにより、自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価することにしている（参考資料参照）。本通知は、身体介護における「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化を行うため、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）」について、別紙のとおり見直しを行い、平成30年4月1日から適用するものである。改正後の「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の趣旨及び内容が、訪問介護事業所のサービス提供責任者、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の関係者に周知されることが重要である。なお、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」において示す個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることを改めて申し添える。各都道府県においては、本通知の趣旨及び内容を御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

2

訪問介護における自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価（参考資料）

①身体介護・生活援助の報酬にメリハリ

	現行	改定後
身体介護中心型		
20分未満	165単位	⇒ 165単位
20分以上30分未満	245単位	⇒ 248単位
30分以上1時間未満	388単位	⇒ 394単位
1時間以上1時間30分未満	564単位	⇒ 575単位
以降30分を増すごとに算定	80単位	⇒ 83単位
生活援助加算	67単位	⇒ 66単位
生活援助中心型		
20分以上45分未満	183単位	⇒ 181単位
45分以上	225単位	⇒ 223単位

②生活機能向上連携加算の見直し

- 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月（新設：理学療法士等の自宅訪問は不要）
○生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月（現行の生活機能向上連携加算（100単位）の充実）
⇒ 連携対象として、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師を追加
⇒ （Ⅰ）は以下の取組を定期的（原則3ヶ月毎）に行うことと評価（初回月のみ算定）
・ 理学療法士等（範囲は（Ⅱ）と同じ）からの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること
・ なお、当該理学療法士等は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は「OT」を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

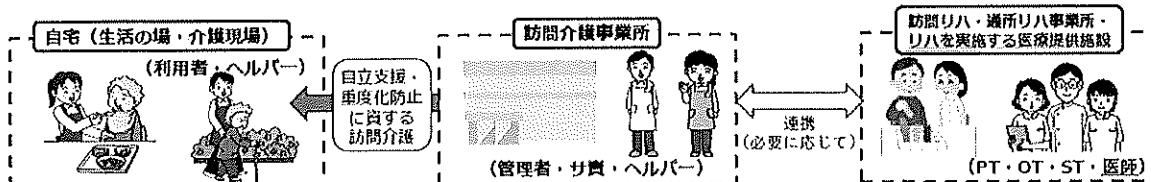
③「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化

- ⇒ 訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知（老計第10号（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について））について、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守り的援助」を明確化する。

④訪問回数の多い利用者への対応（H30.10施行）

- ⇒ 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジャーが、総合的に見て通常のケアプランよりも分け離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。
⇒ 地域ア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を行ふこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価



3

1. 訪問介護 ②「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化

概要

- 訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知（老計第10号（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について））について、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守り的援助」を明確化する。【通知改正】

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）	生活援助（抜粋）
<p>1-6 自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む） ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認を含む） ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助） ○ 移動時、転倒しないように倒について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたんぱりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。 ○ 認知症の高齢の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。 	<p>2-0 リーフィング準備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。 <p>2-0-1 健康チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の安否確認、顔色等のチェック <p>2-0-2 環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○換気、室温、日あたりの調整等 <p>2-0-3 相談援助、情報収集・提供</p> <p>2-0-4 リーフィングの提供後の記録等</p> <p>2-1 掃除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室内外やトイレ、卓上等の清掃 ○ゴミ出し ○準備・後片づけ <p>2-2 洗濯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洗濯機または手洗いによる洗濯 ○洗濯物の乾燥（物干し） ○洗濯物の取り入れと収納 ○アイロンかけ <p>2-3 ベッドメイク</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 <p>2-4 衣類の整理・被服の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） ○被服の補修（ボタン付り、破れの補修等） <p>2-5 一般的な調理、配下膳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配膳、後片づけのみ ○一般的な調理 <p>2-6 買い物・薬の受け取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活品等の買い物（内容の確認、品物・金銭の確認を含む） ○薬の受け取り

4

5

ポイントの確認！自立生活支援のための「見守り的援助」とは…

15.5.30事務連絡介護保険最新情報vol.151介護報酬に係るQ&Aより

質問

自立生活支援のための見守り的援助の具体的な内容について

回答

身体介護として区分される「自立生活支援のための見守り的援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であっても、

- ・利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労の確認をする
- ・洗濯物と一緒に干したりたんぱりすることにより自立支援を促すとともに、転倒防止予防などのための見守り・声かけを行う
- ・認知症高齢の方と一緒に冷蔵庫の中の整理などをすることにより生活歴の喚起を促す
- ・車イスの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助する

という、利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。

また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、

- ・入浴、更衣などの見守りで、必要に応じた介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認を行う
- ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心で必要な時だけ介助を行う。
- ・移動時、転倒しないようにそばについて歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る

という介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない

5

ポイントの確認! ケアプランに位置付けられたもの

(平成30年3月30日付け老計10号)

「自立生活支援のための見守り援助」とは、次のような行為で、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたものです

6

自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助（以下例示）

- ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
- 認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るよう支援する。
- 認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。
- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）
- 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- ゴミの分別が分からずの利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助する。
- 認知症の高齢の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。
- 洗濯物と一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助

7

社保審一介護給付費分科会第147回(H29.9.13)日本ホームヘルパー協会青木文江会長提出資料
訪問介護に係る論点に関する意見についてより抜粋

5. 身体介護における自立生活支援のための見守り的援助について、どう考えるか。また、生活機能向上連携加算の取得状況を踏まえ、リハビリテーション専門職の意見を踏まえた訪問介護の実施について、どう考えるか。

(1)自立支援のための見守り的援助は重要であり、心身の状況に応じた介護の具体例として、手を出し過ぎない介護は利用者のセルフケア力を高める介護手法であると認識しています。

(2)しかしながら、市町村の担当者や介護支援専門員、利用者の考え方によつては、高い専門性に立脚した見守り的援助であるにも関わらず、介護報酬単価の低い生活援助に位置づけられるという不合理な取り扱いがみられるので、ローカルルールのは正を図る必要があります。

(3)サービス提供責任者がリハビリテーション専門職との連携の下でのアセスメントに基づき訪問介護計画を作成することは、双方の相乗効果を高め、自立支援に重要であると認識しています。については、現在の生活機能向上連携加算の算定要件を緩和し、特定のサービスを利用している場合に限定せずに、多様な社会資源の中に存在するリハビリテーション専門職との連携の下で訪問介護計画を作成した場合は、加算を算定できるように検討していただきたい。

8

社保審一介護給付費分科会第147回(H29.9.13)日本ホームヘルパー協会青木文江会長ヒアリング
議事録より抜粋

論点5の前半にある身体介護における自立生活支援のための見守り的援助について申し上げます。利用者の潜在能力を見出し、ICFで言うところの参画活動を促進するための意欲を利用者に持っていただくことが、まず自立支援の出発点になると考えています。調理や着がえなどは訪問介護員が代行したほうが短時間で終わりますが、それでは意欲もない、依存心が高まる事になるので、手を出し過ぎない介護が重要です。しかし、論点2でも申し上げましたが、何らかの事情でこれがケアプラン上は生活援助の算定区分に位置づけられていることが多いと聞いています。したがって、ローカルルールのは正が必要と考えています。

後段のリハビリテーション専門職との連携については、利用者の居宅における訪問リハ、通所リハの専門職との連携に限定せずに、利用者にかかわっているリハ専門職が助言を求めた場合等、広く生活機能向上連携加算を算定できるようにしていかがでしょうか。

以上で提示されている論点についての日本ホームヘルパー協会の意見といたします。

なお、この後に意見を述べる全国ホームヘルパー協議会の要望事項については、当団体としても同様の考えでありますので、何とぞよろしくお願いします。

9

論点の確認

**2017年11月1日 第149回社会保障審議会介護給付費分科会議事録より
(関係箇所のみ抜粋)**

込山振興課長 高齢労働省老健局振興課(案件説明より)

生活援助のうち、訪問介護員が単に代行するのではなくて、安全を確保しつつ、常時介助できる状態で見守りながら行うものであって、日常生活動作向上の観点から、利用者さんの自立支援に資するようなもの、いわゆる後ろから支えながらお助けをする、見守り的援助をするといったものが身体介護に該当する旨を、もう少しきちんと明記してはどうかという御提案でございます。

例えば、「具体的には」とございますが、利用者と一緒に手助けしながら、利用者の方に掃除をしていただくとか、その際には、ヘルパーさんとしては安全確認の声かけ、疲労の確認等々を行っていただくなど、こういった具体的な内容が身体介護に該当することを明確にするという御提案でございます。

10

安藤委員 全国健康保険協会理事長 (意見)

協会けんぽの安藤です。

ただいまの本多委員と同じ被用者保険の立場で、簡単にポイントを絞ってコメントさせていただきます。

まず、論点1にかかわる対応案ですが、まる2の部分で、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守り的援助」の明確化が挙げられておりますけれども、その趣旨には賛同いたします。ただし、それが実態として本当にどのような行為がどの程度存在するのかというデータをきちんと分析した上で、そのエビデンスに基づいた形での明確な線引きが必要であると考えます。

これによって、単に生活援助から身体介護へカウントシフトさせることになっては本末転倒になると思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

11

井上委員 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事（意見）

「老計10号」の下の箱で、「具体的には」ということで「利用者と一緒に手助けしながら行う掃除」が例示されておりますけれども、これを拡大すると、生活援助全般のほとんどのものが身体介護の範疇に入っていくのではないかとも考えられますので、より具体的に明示をいただいた上で、十分な議論が必要かと考えております。

瀬戸委員 公益社団法人全国老人福祉施設協議会理事・統括幹事（意見）

老計10号の見直しの中で「具体的には」ということで書いていただいているが、考え方には賛成はするのですけれども、この書きぶりの表現だけですと、保険者の裁量によってローカルルール等が出てきて混乱する可能性もありますので、別途ガイドラインを出すなどして、明確に活用されるようにしていただきたいと思います。

12

田部井委員 公益社団法人認知症の人と家族の会理事（質問）

認知症の人と家族の会です。

明確化という意味で、瀬戸委員からも話がありましたけれども、市町村の姿勢によってかなり左右されている実態があると聞いております。恐らく、明確化ということは、きちんとした実態に即して、内容が趣旨に沿ったものであれば、きちんと位置づけていいのだということを、何らかの通知のようなものを出すなどの形で明確化していただけるということだと理解したいと思うのですが、そういうことでよろしいかの確認をさせていただきたいと思います。

込山振興課長 高齢労働省老健局振興課（回答）

老計10号の見直しにつきましては、お話しいただいたように、今後、例示をふやすとか、保険者さん、事業者の判断に資するよう、できる限り明確なものにできればと考えております。

13

田中分科会長 慶應義塾大学名誉教授（議論の最後に…）

一わたり伺ったことにしましょうか。

ここで休憩をとりますが、2つ申し上げます。

一つは、老計10号という、老健局老人福祉計画課長なる、今はないポジションの人がつくったものが今まで生きていたことが逆に不思議で、ここをぜひ変えてください。

14

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 善 関 係 団 体 御 中
— 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 善 最 新 情 報

今回の内容

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の
公布について
計4枚（本紙を除く）

Vol.652
平成30年5月10日
厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線3963)
FAX: 03-3603-7894

新規住民登録証明書第1号
平成30年5月10日

香川県厚生労働省介護保険部（局）歩 附

厚生労働省介護保険部（局）印

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

貴機関御用度の趣旨につきましては、予算より後を以て力をいただき、厚く御礼申上げます。
本年3月2日付けて、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省令第213号）が別添のとおり公表されました。
本件は、指定候宅介護支援等の事業者・人員及び運営に関する基準（平成31年厚生労働省令第33号）第13条第13号のとおり、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定めたものであり、詳細は上記とおりです。
平成30年10月1日からの実情を般別化に向けてご協力頂きますよう、よろしくおねいし申上げます。

1. 題旨

当該令規における生活援助から受けるサービスについては、社会保険審査会介護給付費専門会における認定を経え、利用者の自立支援、柔軟な既往や抱廻り等の有効活用等の観点から、過度の利用状況から即時既往料率に値となっているケアノンについて、市町村への提出を義務付け、そのケアノンについて、吉野村が地域ケア公團の開発等により検討を行なうこととしている。

これは、生活援助を中心としたサービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な弊害があるという指摘がある一方で、利用者において、個人的な事情を抱える場合もあることを踏まえ、何らかの自立支援に囲って、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの役割だけではなく、医療機関による検査を行い、必要な際には、ケアノンの内容の見直しを督促するものである。

なお、平成30年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の問題をほか、身体介護に重点を置いて障害を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り機能が明確化となり、自立支援、柔軟な既往料率による検査を行い、必要な際には、

参
考

15

2. 本告示の概要

上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差（2SD）（※）」を基準とする。（※）全国での利用回数の標準偏差に2を乗じた回数

具体的には、直近の1年間（平成28年10月～平成29年9月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差（2SD）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ1月あたり以下の回数とする。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

なお、本告示の適用期日は平成30年10月1日である。

16

結論!!

**この老計10号の変更は、
訪問介護事業所だけでは
解決することができない問題…
ケアマネさんとの共有が必要では。
話し合いましょう！**

17

グループワーク

各グループで合計10号の解釈と運用について、現場で起こっている問題を情報交換し合い、今後どうしていけばよいのかをテーマに話し合ってください。

※1 全員意見をお願いします。(1回の発言は1分以内)

- 2 簡単に自己紹介、司会と発表を決めてスタート
- 3 グループで意見をまとめず、どんな意見が出たのかをメンバーで共有してください。

18

発表

1グループ2分以内で発表してください。

発表内容

「どんな意見が出ましたか？」

19

足立区における緩和型サービス導入状況報告

1 生活支援ソーター養成研修の実施結果について

研修実施期	申込者数	修了者数	修了割合 (申込者数／修了者数)
第1期 (2019 2/12・14)	35人	30人	85.7%
第2期 (2019 3/5・6)	47人	38人	80.9%
合計	82人	68人	82.9%

修了者の進路について（いずれも6/24 時点情報）

- 採用決定者…4名 6/24 時点で事業所から区に就労状況報告書が届いている件数
- 生活支援ソーター受入事業所…63事業所
- 今後の修了者に対するアプローチについて検討が必要（例：アンケート等）

2 生活支援サポートサービス移行状況について（2019.4 末時点情報）

請求データから見る緩和型サービスへの移行状況

	訪問型サービス			計
	週1回	週2回	週3回	
緩和型・身体	3	2	1	6
緩和型・生活	44	16	1	61
緩和型・不明（上限超コード）	14	16	2	32
4月中に更新を迎えた方 計				99
従来型	894	566	76	1,536
訪問型サービス全利用者 計				1,635

- 4月中に更新を迎えた方は、全体の6%。
 - 例年5.6月は認定更新を迎える利用者が多い傾向。
 - 身体介護を伴うサービスと生活支援サポートサービスの割合は1:10と、当初の見立てよりも生活支援サポートサービスの利用率が高い。
- ⇒生活支援ソーターの雇用ニーズが高まることが期待される。

3 今年度の生活支援センター養成研修について

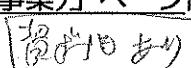
	実施日	申込開始日（予定）	会場	定員
第3期	7/16（火）	5/27（月）	勤労福祉会館 (東部ブロック)	90
	7/18（木）			
第4期	9/5（木）	7/26（金）	生涯学習センター (千住ブロック)	80
	9/12（木）			
第5期	11/6（水）	9/26（木）	竹の塚地域学習センター (北部ブロック)	80
	11/13（水）			
第6期	1/16（木）	11/26（火）	鹿浜地域学習センター (西部ブロック)	50
	1/17（金）			
第7期	3/16（月）	1/27（月）	梅田地域学習センター (中部ブロック)	80
	3/18（水）			
今年度修了者数 計				380

※6/11 時点第3期申込状況…25名

4 生活支援センター就労状況報告書のご提出について

研修修了生と面接実施⇒採用決定⇒OJT 研修修了の際には、修了状況報告書（別添）を足立区にご提出ください。

フォーマットは区HPにも掲載しております。

トップ ⇒ 福祉・健康 ⇒ 高齢者のために ⇒ 介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒ 「介護事業者のみなさまへ（介護予防・日常生活支援総合事業）」ページ内の「生活支援センターについて」欄にリンクがあります。

※当該ページはトップページから「総合事業 事業者」でも検索できます。

(参考) 足立区生活支援センター養成研修 修了後について

研修を修了した方は、「修了証」を交付いたします。

また、修了者には雇用を希望する介護サービス事業者の名簿を配布します。

研修修了後、採用面接を受ける日程調整の方法は、以下の2通り方法があります。

① 修了者が自ら事業所に連絡を入れる場合

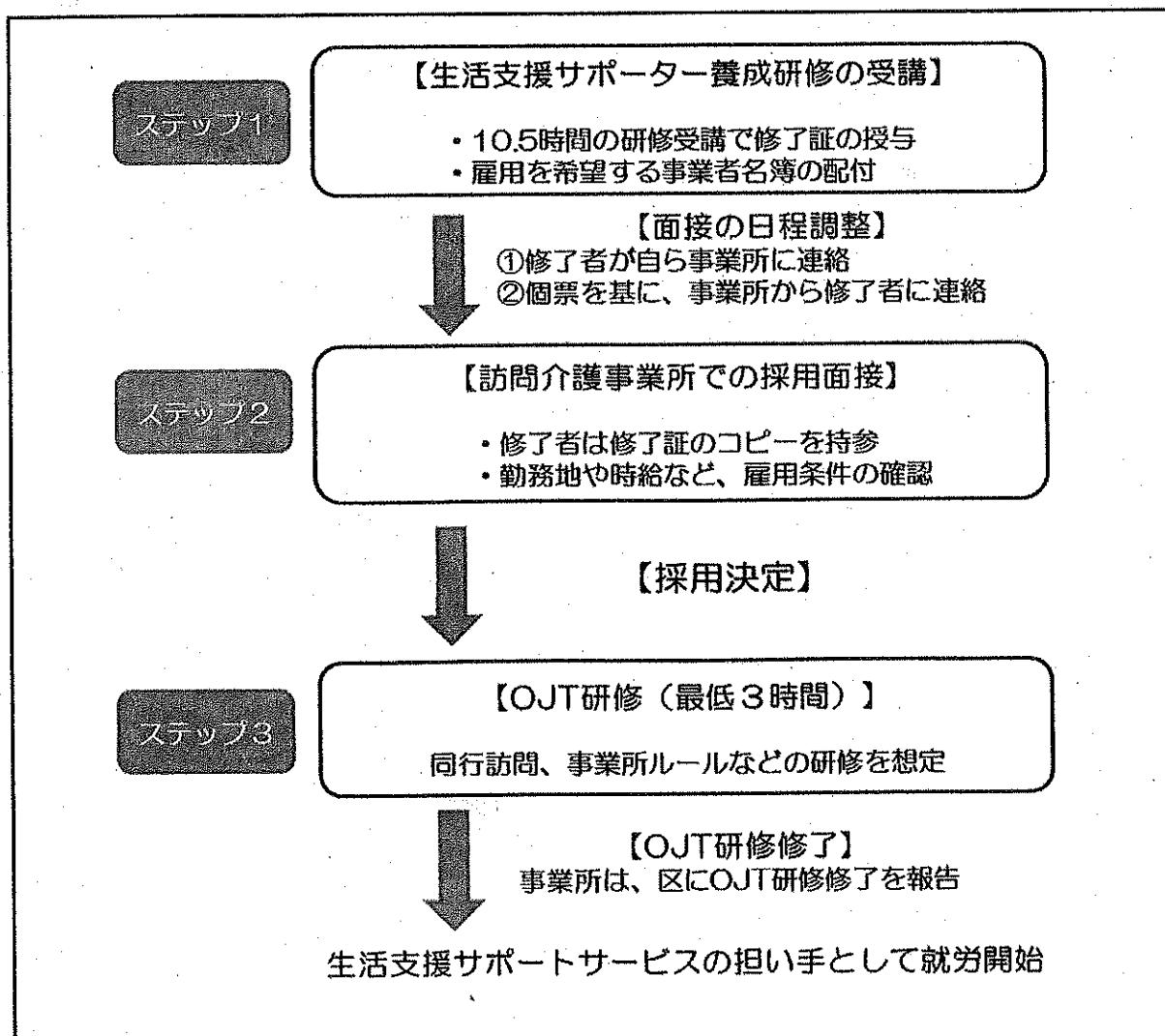
名簿に記載された連絡先に修了者が自ら連絡し、日程調整を行います。

② 事業所から修了者に連絡を入れる場合

修了者が希望する場合は、自分の連絡先を記した個票を区に提出します。

区は、各事業所に個票を転送します。個票を受け取った事業所は、修了者に面接の日程調整の連絡をいたします。

★養成研修受講から就労までの流れ



足立区生活支援センター 雇用希望者就労状況報告書

事業所名 (担当者名)	()		
連絡先電話番号			
希望者氏名			
面接結果	採用・不採用		
研修結果 (※)	実施した研修と受講時間をご記入ください		
	・同行訪問の実施	時間	
	・職場内ルールの研修等	時間	
	・その他()	時間	
研修実施時間計		時間	
<p>※ 採用に至った場合、事業所での研修（3時間以上）が必須となります。 研修修了後、上記「研修結果」欄に実施内容をご記入ください。</p>			

(提出先)

足立区地域包括ケア推進課

介護予防・生活支援担当

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

FAX: 3880-5614

MAIL: care-s@city.adachi.tokyo.jp